

23—02 P U D T

任意代理人（委任による代理人）

1. 意義

任意代理人とは、本人の信任を受けて、つまり本人の意思に基づいて代理人となるものである。

したがって、任意代理人は「委任による代理人」のみではなく、委任契約以外の事務処理契約（例えば、組合契約、雇用契約）による代理人も含まれる。

なお、特許管理人（→23—04）、指定代理人（→23—03）も任意代理人に含まれると解されるが、本節（23—02）では委任による代理人を扱う。

2. 代理権

(1) 発生

代理権は、本人が他人に代理権を授与したときに発生する。

(2) 消滅

代理権は、本人の解任があったときは当然消滅するが、民法上に規定する代理権の消滅事由（民 § 111①）とは異なり、本人の死亡若しくは本人である法人の合併による消滅、本人である受諾者の信託の任務終了又は法定代理人の死亡若しくはその代理権の変更若しくは消滅によっては、消滅しない（特 § 11、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。

それは、民 § 111 の理を貫くときは代理人が本人の死亡を知らないでした手続は無効となり、また、急速を要する手続もこれをする事ができないこととなり、本人の相続人に不測の損害を与えることになるばかりでなく、審査、審判の諸手続の進行にも支障が生じることとなるからである。

したがって、産業財産権法では規定を設け代理権の不消滅を規定している（特 § 11、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。

(3) 範囲

日本国内に住所又は居所（法人にあっては営業所）を有する者が特許庁に対し、出願、請求その他の手続をするために委任した代理権は、出願の変更、放棄若しくは取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請若しくは申立の取下げ、特許出願等に基づく優先権の主張（特 § 41①、国内優先権の主張）若しくはその取下げ、実用新案登録に基づく特許出願（特 § 46 の 2①）、出願公開の請求、特許権の放棄、拒絶査定不服審判（特 § 121①、意 § 46①、商 § 44①、§ 68④）、若しくは意匠、商標登録出願における補正却下決定不服審判（意 § 47①、商 § 45①、68④）の請求又は復代理人（→23—08）の選任については、特別の授権を必要とする（特 § 9、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）。

なお、本人死亡後の代理人の代理行為は、その権利の承継人のためにするものといわなければならない。

3. 復代理人選任の権限（復任権）

指定遺言執行者は、遺言者の任意代理人として復任権（→23—05 の 1. (2)）を定めている（民 § 1016）。

（改訂 H24. 3）